イ　メタルコアを用いた場合
(1)　大臼歯　176点
(2)　小臼歯及び前歯　150点
ロ　ファイバーポストを用いた場合
(1)　大臼歯　176点
(2)　小臼歯及び前歯　150点
2　直接法
イ　ファイバーポストを用いた場合
(1)　大臼歯　154点
(2)　小臼歯及び前歯　128点
ロ　その他の場合　126点
注1　窩洞形成、装着等の費用は、所定点数に含まれる。
2　保険医療材料（築造物の材料を除く。）、薬剤等の費用は、所定点数に含まれる。

M002－2　支台築造印象（1歯につき）　32点
注　保険医療材料料は、所定点数に含まれる。

M003　印象採得
1　歯冠修復（1個につき）
イ　単純印象　32点
ロ　連合印象　64点
2　欠損補綴（1装置につき）
イ　単純印象
(1)　簡単なもの　42点
(2)　困難なもの　72点
ロ　連合印象　230点
ハ　特殊印象　272点
ニ　ブリッジ
(1)　支台歯とポンティックの数の合計が5歯以下の場合　282点
(2)　支台歯とポンティックの数の合計が6歯以上の場合　334点
ホ　口蓋補綴、顎補綴
(1)　印象採得が困難なもの　222点
(2)　印象採得が著しく困難なもの　402点
3　口腔内装置等（1装置につき）　42点
注　保険医療材料料は、所定点数に含まれる。

M003－2　テンポラリークラウン（1歯につき）　34点
注1　テンポラリークラウンは、前歯部において、区分番号M001に掲げる歯冠形成のうち、レジン前装金属冠若しくは硬質レジンジャケット冠に係る費用を算定した歯又はレジン前装金属冠若しくは硬質レジンジャケット冠の歯冠形成を行うことを予定している歯について、当該歯に係る処置等を開始した日から当該補綴物を装着するまでの期間において、1歯につき1回に限り算定する。
2　テンポラリークラウンの製作及び装着に係る保険医療材料等一連の費用は、所定点数に含まれる。

M004　リテイナー
1　支台歯とポンティックの数の合計が5歯以下の場合　100点
2　支台歯とポンティックの数の合計が6歯以上の場合　300点

M005　装着
1　歯冠修復（1個につき）　45点
2　欠損補綴（1装置につき）
イ　ブリッジ
(1)　支台歯とポンティックの数の合計が5歯以下の場合　150点
(2)　支台歯とポンティックの数の合計が6歯以上の場合　300点
ロ　有床義歯
(1)　少数歯欠損　60点
(2)　多数歯欠損　120点
(3)　総義歯　230点
ハ　有床義歯修理
(1)　少数歯欠損　30点
(2)　多数歯欠損　60点
(3)　総義歯　115点
ニ　口蓋補綴、顎補綴
(1)　印象採得が困難なもの　150点
(2)　印象採得が著しく困難なもの　300点
3　口腔内装置等の装着の場合（1装置につき）　30点
注1　区分番号M015－2に掲げるCAD／CAM冠又は区分番号M017－2に掲げる高強度硬質レジンブリッジを装着する際に、歯質に対する接着性を向上させることを目的に内面処理を行った場合は、それぞれについて45点又は90点を所定点数に加算する。
2　2のイについて、支台装置ごとの装着に係る費用は、所定点数に含まれる。

M005－2　仮着（ブリッジ）（1装置につき）
1　支台歯とポンティックの数の合計が5歯以下の場合　40点
2　支台歯とポンティックの数の合計が6歯以上の場合　80点

M006　咬合採得
1　歯冠修復（1個につき）　18点
2　欠損補綴（1装置につき）
イ　ブリッジ
(1)　支台歯とポンティックの数の合計が5歯以下の場合　76点
(2)　支台歯とポンティックの数の合計が6歯以上の場合　150点
ロ　有床義歯
(1)　少数歯欠損　57点
(2)　多数歯欠損　187点
(3)　総義歯　283点
注　保険医療材料料は、所定点数に含まれる。

M007　仮床試適（1床につき）
1　少数歯欠損　40点
2　多数歯欠損　100点
3　総義歯　190点
注　保険医療材料料は、所定点数に含まれる。

M008　ブリッジの試適
1　支台歯とポンティックの数の合計が5歯以下の場合　40点
2　支台歯とポンティックの数の合計が6歯以上の場合　80点
（歯冠修復）

M009　充填（1歯につき）
1　充填1
イ　単純なもの　104点
ロ　複雑なもの　156点
2　充填2
イ　単純なもの　59点
ロ　複雑なもの　107点